

(書式 5 - 1)

遺産分割協議一部変更の合意書

合 意 書

被相続人〇〇〇〇（相続開始日平成〇〇年〇〇月〇〇日）の相続人である〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙、〇〇〇〇を丙、〇〇〇〇を丁として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付でなされた遺産分割協議に関し、今般、別紙目録記載の新たな遺産（以下「本件遺産」という）が判明したことから、本件遺産を次のとおり分割することに合意した。

記

第 1 条 別紙目録(1)記載の土地は甲が取得する。

第 2 条 同(2)記載の株式は乙が取得する。

第 3 条 前 2 条の遺産が判明したことに伴い増加した相続税金〇〇〇〇円は乙が負担するものとし、同人が責任をもって速やかに修正申告すると共に、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに納付する。

甲、丙、丁は上記修正申告に協力する。

第 4 条 被相続人〇〇〇〇の遺産分割に関しては、本合意書に定めた外は平成〇〇年〇〇月〇〇日付遺産分割協議書に定めたとおりとし、甲、乙、丙、丁は相互に何らの異議ないものとする。

以上の合意成立の証として、本合意書 4 通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ記名押印の上、各 1 通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙



住 所

丙

住 所

丁

別紙目録(1)

所 在

地 番

地 目

地 積

別紙目録(2)

(1) 会社名

株式の種類

株 数

(2) 会社名

株式の種類

株 数



Asahi Chuo

解説

(前文)

遺産分割協議は、一旦成立後も全相続人の合意ができれば変更可能である。

判例は、共同相続人の全員が、既に成立している遺産分割協議の全部又は一部を合意により解除した上、改めて遺産分割協議をすることは、法律上、当然には妨げられるものではないと判示している（最高裁平成2年9月27日第一小法廷判決）。

但し、現実的には、一旦、分割合意がされた財産の再度の分割協議は基本的にはなしがたい。

結局は、当初の分割協議当時未発見であった資産や負債が出た場合に再協議がなされるものとして本文例を考えた。

(第3条)

遺産が増加した場合、当然相続税の計算等も変更される。増加した相続税の負担者及び修正申告についての責任関係を明確にしておく。

(印紙)

本件の文書には、印紙は不要である。